第３次 直方市地域福祉計画
第１次 直方市地域福祉活動計画
【概要版】

市民みんなが安心して、いきいきと暮らせるまちづくり

令和８年３月

直方市

社会福祉法人 直方市社会福祉協議会

地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、市が策定する計画で、地域福祉推進の基本方針や仕組みづくりを示すものです。一方、「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会などが中心となり、住民や民間団体と協働して策定する活動計画で、より具体的な取り組みを定めます。２つの計画は、方向性を共有しながら連携し、一体的に進める関係にあります。

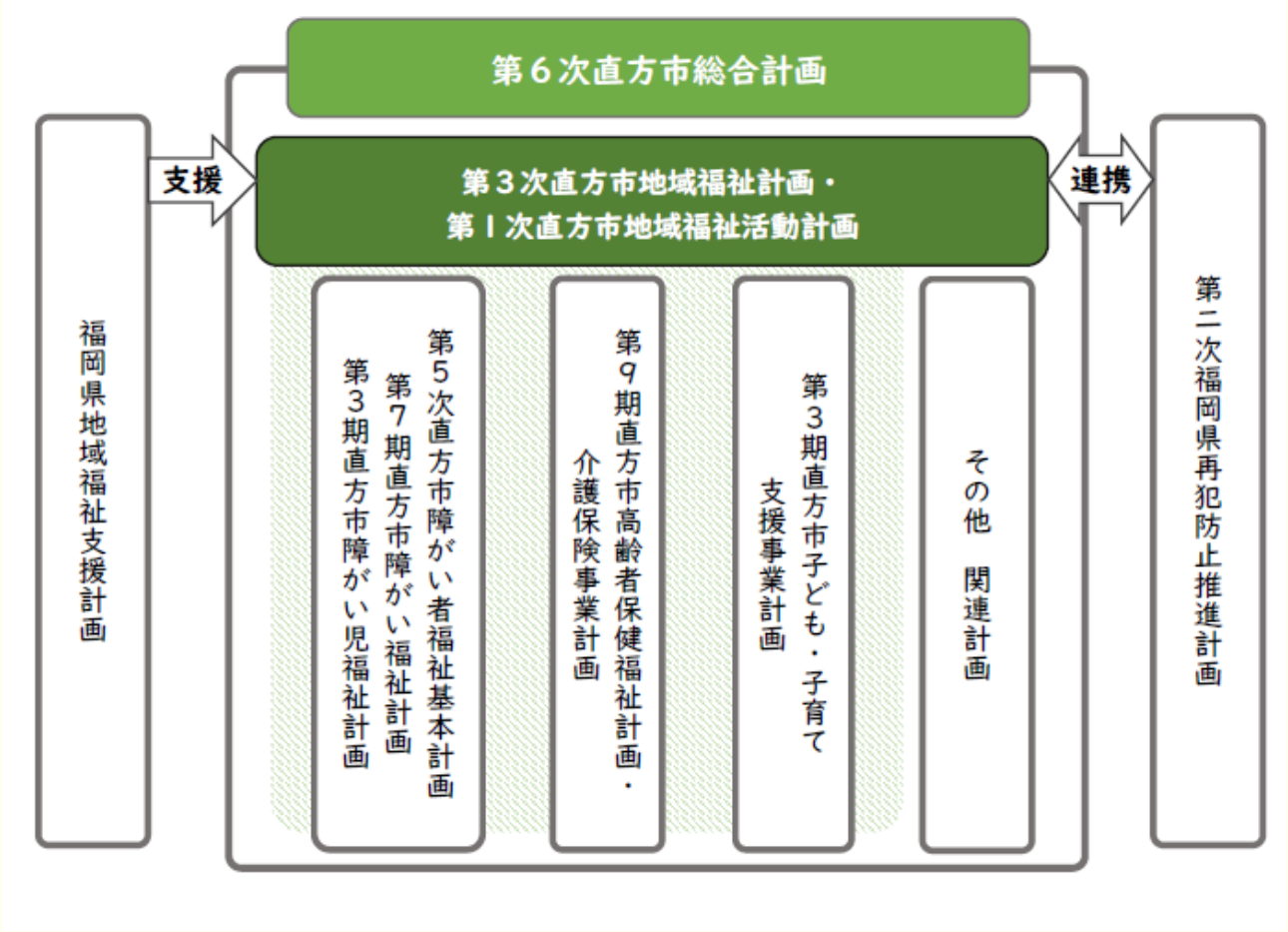

計画の期間

計画の期間は、令和８年度から令和 12 年度までの５年間とします。

この期間に社会情勢や市の状況、関係法制度などに著しい変化があった場合は必要に応じて見直しを行います。

直方市の福祉をめぐる現状

人口減少と高齢化が進んでいます

直方市の令和３年以降の総人口は減少傾向で推移しており、総人口は令和７年には 54,591 人となっています。一方で、高齢化率は横ばいで推移しています。

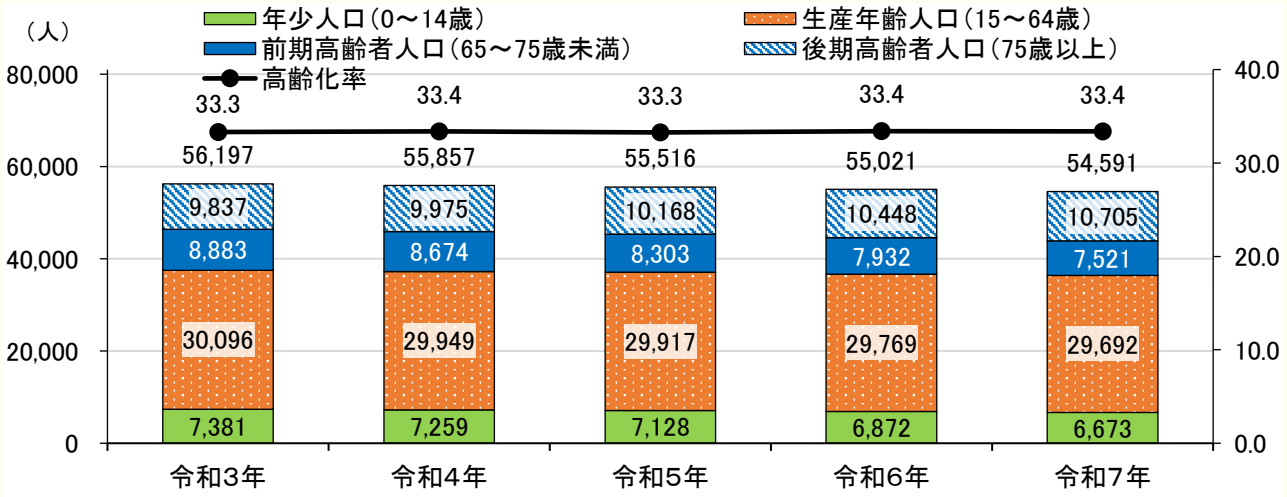

一世帯あたりの人数も減っています

直方市の平成７年以降の総世帯数は、平成７年の 20,987 世帯から増加傾向で推移しており、令和７年には 27,815 世帯となっています。一方で、一世帯当たり人員は減少傾向で推移しており、平成７年の 2.94 人から令和７年には 1.95 人となっています。

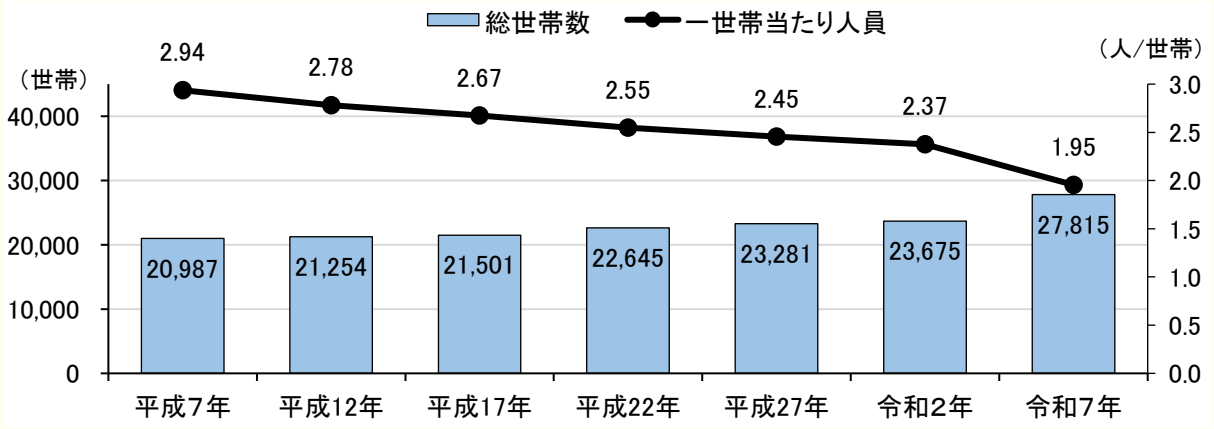

日常生活で支援を要するさまざまな人がいます

少子高齢化により、日常生活で支援を必要とする方は増加することが懸念されます。

要支援・要介護認定者数	3,843 人	高齢者の約 2 割
高齢者単身世帯	3,982 世帯	総世帯の約 16%
障害者手帳所持者数	3,761 人	総人口の 6.8%
ひとり親世帯数	528 世帯	総世帯の 2.2%
生活保護率	2.73	1,000 人に約 27 人

計画の基本方針

計画の基本理念

計画基本理念を「市民みんなが安心して、いきいきと暮らせるまちづくり」とし、市民誰もが住み慣れた地域で、ささえあいながらいきいきと笑顔で暮らせるよう、行政と市民、関係団体等が連携して、地域共生社会の実現に取り組みます。

第３次直方市地域福祉計画・第１次直方市地域福祉活動計画

市民みんなが安心して、
いきいきと暮らせるまちづくり

計画の体系

市民みんなが安心して、いきいきと暮らせるまちづくり

基本目標Ⅰ 支え合いの仕組みづくり	①健康増進の取組 ②福祉教育の充実 ③ボランティア活動の活性化 ④交流促進
基本目標Ⅱ 安全・安心に暮らせる 基盤づくり	①福祉サービスの充実 ②連携強化(ネットワークの構築) ③バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 ④災害対策 ⑤権利擁護対策 ⑥生活困窮世帯への支援 ⑦再犯防止活動の推進
基本目標Ⅲ 誰でも気軽に相談できる 仕組みづくり	①広報・啓発、情報提供 ②包括的相談支援体制

基本目標Ⅰ　支え合いの仕組みづくり

施策１　健康増進の取組

市民の健康づくりと介護予防の輪を広げ、地域住民一人ひとりが心身ともに健やかに暮らしていくことのできる環境づくりを進めます。

【それぞれの取組】

行政	●病気の早期発見・予防のための特定健診・がん検診の受診促進、健康診査や介護予防活動等の利用者にポイントを付与する「のおがた元気ポイント事業」、健康づくり・介護予防に関する各種情報提供、普及啓発などの取組を今後も継続していきます。
社協	●にこにこ教室独自のポイントカードを作成するなど、高齢者が、少しでも外出する意欲や機会を増やせるよう介護予防の普及啓発に努めます。

施策２　福祉教育の充実

地域の福祉課題に着目し、それを学習素材として、地域住民に人権教育、福祉ボランティア、交流会、学習会等の機会を通して、自分たちが住む地域の問題を知り、気づき、行動することを支える取組を推進します。

【それぞれの取組】

行政	●同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決のため、適宜テーマ選定を行いつつ、市民向けの講演会・研修等を実施・支援します。 ●小中学校の特別活動や総合的な学習の時間等で年間指導計画に基づき、高齢者、障がい者等に対する理解促進のための学習を行います。
社協	●市内の小中学校などへの福祉教育の支援を行います。 ●福祉教育の推進を図ることを目的に、福祉カレンダーを作成し、市内の小中学校と直方特別支援学校の各教室及び市民への提供を継続していきます。

施策３　ボランティア活動の活性化

地域の中には、さまざまな手助けを必要とする人がいますが、これらの人に対して行政だけでなく、身近な地域で日常的な支援が行われることが重要であり、ボランティア活動に対する各種支援、ボランティアの育成・確保に努めます。

【それぞれの取組】

行政	●生涯学習の一環として、ボランティア関連の各種講座の周知と参加促進に取り組み、ボランティア希望者への情報提供を行います。また、「縁(ゆかり)ネット」やボランティアコーディネーターの活用等によりボランティアニーズとボランティア提供者をつなぐなどの支援に努めます。
社協	●ボランティア連絡協議会加盟団体や登録団体へ、会議場所を提供します。 ●ボランティア活動を推進し、ボランティアの個人登録、団体の紹介やボランティアをする人と必要とする人のコーディネートを行います。 ●運営に関する相談や活動に必要な情報の提供、各種助成金申請の支援を行います。

施策４　交流促進

さまざまな生活課題を有する人々に対する支援として、多様な関係団体が連携し、地域単位で把握・支援していくネットワークづくりに取り組みます。

【それぞれの取組】

行政	●住民主体による高齢者支援のネットワークづくりや見守り活動等の支援に取り組みます。 ●子ども・子育てに係るささえあい活動の一環として、ファミリー・サポート・センター事業の推進を図ります。
社協	●各校区社会福祉協議会などは、自治会や民生委員児童委員協議会、直方市社会福祉協議会等と連携し、単身高齢者への訪問や見守りなどの小地域福祉活動を推進します。あわせて各校区社会福祉協議会の設置を広めていきます。 ●よこいと運動会や福祉まつり、福祉もちつき会等の福祉啓発活動により、地域のつながりや福祉意識の醸成に取り組みます。 ●障害の（ある子ども）も（ない子ども）も一緒に遊んで交流できるよう、おもちゃ図書館のおがた事業を継続実施します。 ●こども食堂は食事を提供することのほか、みんなの居場所としての役割や、様々な体験活動、保護者の子育て支援に取り組む情報提供などの活動支援を広げていきます。 ●サロンや料理教室など高齢者が気軽に参加できる居場所づくりに取り組みます。

【よこいと運動会】

【福祉まつり】

基本目標Ⅱ　安全・安心に暮らせる基盤づくり

施策１　福祉サービスの充実

市民の多様なニーズに対応した福祉サービスを質・量ともに確保できるよう、社会福祉法人や企業等だけでなく、ボランティアや NPO、住民等の多様な担い手の参画促進に努めながら、福祉サービスの充実に取り組みます。

【それぞれの取組】

行政	●「直方市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、介護保険サービスやその他の高齢者福祉サービスの充実を図ります。 ●「直方市障がい者福祉基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスの充実を図ります。 ●「直方市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育てサービスの充実を図ります。 ●国・県やサービス事業者等と連携して、介護職や保育士等の福祉サービスに係る専門職の確保や、専門職としての資質向上のための研修等に取り組みます。 ●国・県等と連携して、サービス事業所に対する指導や監査を実施し、適正な事業運営と事業所としての質の確保・向上を促します。
社協	●意思疎通を図ることに困難がある方に、意思疎通支援者（手話通訳者）の派遣等を行い、円滑なコミュニケーションを図り、障がいのある人の福祉の増進と社会参加を促進します。 ●子ども、障がい者、高齢者などの多様なニーズに対応した福祉サービスに地域の方が参加できるように、拠点づくりを目指し推進していきます。

施策２　連携強化（ネットワークの構築）

地域に存在する多様な団体と連携・協働を深め、地域福祉のための活動を効果的かつ継続的に促進します。

【それぞれの取組】

行政	●地域住民にとっての身近な相談支援者である民生委員・児童委員、及び主任児童委員は、地域福祉推進においても重要な存在であるため、今後もさらなる連携強化を図ります。 ●地域等との連携の強化として、直方市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、自治会等の地域の関係者をはじめ、ハローワーク等の関係機関や福祉サービス事業者等との連携を強化します。 ●地域福祉推進の中核である直方市社会福祉協議会と今後もさらなる連携強化を図り、福祉に関する啓発や小地域福祉活動、福祉ボランティア育成等の地域福祉に関わる取組を推進していきます。
社協	●行政や福祉団体等と連携して、地域福祉を推進します。福祉ボランティアの支援にも取り組みます。 ●地域課題の把握に努め、地域における公益的な取り組みを担う社会福祉法人や関係団体と連携して、買い物支援などの生活支援サービスの展開を推進します。

施策３　バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

ユニバーサルデザインやバリアフリーの理念に基づいた道路や施設の整備、高齢者や障がいのある人に対する移動支援など、誰もが利用しやすいまちづくりを推進します。

【それぞれの取組】

行政	●直方市都市・地域総合交通戦略、直方市地域公共交通計画に基づき、高齢者や障がい者等が安心して、気軽に移動できる交通環境づくりを進めます。 ●公共交通機関の利便性の確保のため、コミュニティバスの運行を維持するとともに、需要や地域の特性に合わせ、タクシーや新たなモビリティサービスの活用に取組みます。 ●新たな道路、公共施設の整備の際は、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが安心して、安全に利用できる施設整備を行います。
社協	●リフト車やシートリフト車などを運行し、公共交通機関を利用することが困難な在宅の障がい者や高齢者等に移動送迎の支援を行い、社会参加の促進と自立支援を行います。 ●各種団体の研修会参加の移動支援として、ふくしバスの運行を行います。 ●直方市内に在住している人、または市内で活動している個人や団体で社会福祉の増進を図るために必要な場合に、車いすの貸し出しを行います。

施策４　災害対策

市民を災害から守るため、地域の防災意識を高め、地域と連携した災害対策の推進に取り組みます。

【それぞれの取組】

行政	●自主防災組織の設立や、学習会や講座等を通した防災知識の普及啓発、防災訓練などに取り組みます。 ●地域の要支援者の把握のため、民生委員・児童委員や自治会等と連携して、身近な地域の中で高齢者や障がい者等の支援を要するおそれがある人を把握し、適切な支援につなげられるネットワークづくりに取り組みます。 ●福祉避難所の確保として、災害時にさまざまな市民が避難することを想定し、障がい者等を受け入れる地域の多面的機能を有した関連施設と災害協定の締結を進めます。
社協	●直鞍の他市町社協や施設、直方青年会議所、直方ライオンズクラブ等との連携により、災害時の相互支援体制の強化に努めます。 ●市と災害時、災害ボランティア活動等に対する協力及び平時の連携を図ります。また、ボランティアにおける「意識」「参加」「行動」の醸成を目指します。

施策５　権利擁護対策

地域の関係機関と連携しながら、市民をさまざまな権利侵害から守るための権利擁護対策を推進していきます。また、虐待や権利擁護に係る問題の背景には家庭内に複合的な課題があることが多いため、関係機関の連携強化に努めます。

【それぞれの取組】

行政	●成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知を図るとともに、直方市社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の利用支援に取り組みます。 ●成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者等に対して、成年後見制度の説明や申立ての支援等を行います。 ●後見人等には多様な人材が必要であることから、担い手の育成を推進します。 ●保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者や地域住民に意思決定支援の重要性や考え方が浸透するよう、研修等を通じた継続的な普及・啓発を行います。 ●悪質商法から高齢者や障がい者等を守るため、社会状況の変化に伴い多様化する消費者問題の情報提供や被害防止についての啓発、消費者相談等、直鞍広域消費生活センターや警察等と連携し進めます。
社協	●判断能力が十分でない人が地域において自立した生活が送れるよう、日常生活自立支援事業を推進します。

施策６　生活困窮世帯への支援

生活困窮世帯の課題解決に向け、地域やハローワーク等の関係機関、サービス事業者等とも連携しながら、関連法制度に基づいた適正な支援の推進に取り組みます。

【それぞれの取組】

行政	●経済的に困窮する人への生活の安定及び自立の助長を図るために、生活保護の給付と制度の適正な運用を推進します。 ●生活困窮世帯の自立支援や就労支援に係る相談について、自立相談支援機関において対応するとともに、窓口の周知を図ります。 ●生活困窮世帯の自立に向けて、住居確保給付金の活用や家計改善支援等を行い、生活の基礎となる住居の確保を図り、生活の安定と就労の確保を支援します。 ●生活困窮世帯のこどもの支援のため、こども食堂等の居場所作りなど関係機関と連絡調整を行い、食事提供等へつないでいきます。 ●経済的理由により就学困難な児童・生徒に対する就学援助制度についての周知・普及を図ります。
社協	●低所得者や障がい者世帯などの経済的自立と生活意欲の向上を図るため、生活福祉資金貸付事業を継続して実施します。 ●フードドライブを行っている企業やそのほかの支援を行う企業などの協力を得て、地域の福祉施設やこども食堂、生活困窮者支援団体などに食の支援を行います。

基本目標Ⅲ　誰でも気軽に相談できる仕組みづくり

施策１　広報・啓発、情報提供

すべての市民が、福祉制度やサービスについての情報を、必要なときにいつでも入手できるよう、さまざまな機会を活用して情報提供します。また、対象者に応じた情報コンテンツ・情報提供手段を工夫するなど、情報のバリアフリーにも取り組みます。

【それぞれの取組】

行政	●広報紙のメール配信、ホームページ、SNS などの幅広い手段を用いて、市民に必要な福祉情報の提供を行います。 ●高齢者、障がい者、児童等の個別福祉分野ごとに、パンフレットやガイドブック、チラシ、インターネット等の媒体を活用し、福祉制度の内容やサービス事業者等の情報を詳細に提供します。 ●情報のバリアフリー化を図るため、内容やレイアウトなどを工夫するとともに、わかりにくい専門用語を極力使わないよう配慮します。 ●視覚・聴覚障がい者等に配慮し、点訳や音訳、手話通訳での情報提供に努めます。
社協	●社会福祉協議会の活動内容や地域の福祉情報を伝えるため、紙媒体・SNS の情報発信手段に加え、点字や音訳など対象者に配慮した社協だよりを年８回発行します。

施策２　包括的相談支援体制

各関係組織・部署の協力と相互に行われる情報提供のもと、困っている人を適切な支援につなぐことができるよう相談体制の強化に努めます。

【それぞれの取組】

行政	●制度の狭間を生まないために、高齢障がい者への対応、障がいのある方の子育て支援、18 歳未満の障がい児への療育支援から就労支援への転換など、各分野を横断した課題を抱える人に適切な対応が行えるよう、関係機関が連携して総合的な支援が行える体制を構築するとともに、各分野間の連携にも配慮していきます。 ●高齢者に関する総合相談や権利擁護、地域の関係者のネットワークづくり等を行う「地域包括支援センター」、「在宅介護支援センター」の体制を維持するとともに、電話や窓口での相談のほか、訪問による相談を継続していきます。 ●直方市における障がい福祉分野の中核事業所として、基幹相談支援センターの機能拡充を目指します。 ●妊娠期から子育て期にわたる母子保健や子育てに関する相談に包括的・継続的に対応できるよう、保健師等の専門職による切れ目のない支援体制の強化に取り組みます。 ●日常生活をするうえで、複雑化・多様化する悩みの解決支援として、直鞍広域消費生活センター等の関係機関と協力しながら消費者相談や労働相談、法律相談などを実施します。
社協	●地域住民が抱える様々な生活の困りごとや悩みに対し、分野や制度にとらわれない福祉総合相談について、電話・メール・来所・SNS 等を活用し対応します。 ●不登校・ひきこもり問題で悩んでいる人の相談を受け付け、関係機関・団体と連携し適切な支援につなげます。 ●認知症相談を受けて、状況に応じて関係機関へ引き継ぎます。

直方市再犯防止推進計画

計画策定の趣旨

全国の検挙人員に占める再犯者の比率は減少傾向にありますが、令和５年では 47%に及ぶなど、安心して安全に暮らせる地域社会の実現に向けて「再犯」の防止が重要課題となっています。再犯者は、社会生活を営む上で様々な問題を抱え、社会復帰できないことが犯罪を繰り返す大きな要因にもなることから、刑務所や少年院の出所者などに対する支援とともに、地域の一員として社会復帰しやすい地域環境づくりが求められています。

全国の刑法犯検挙者数の再犯者数及び再犯者率

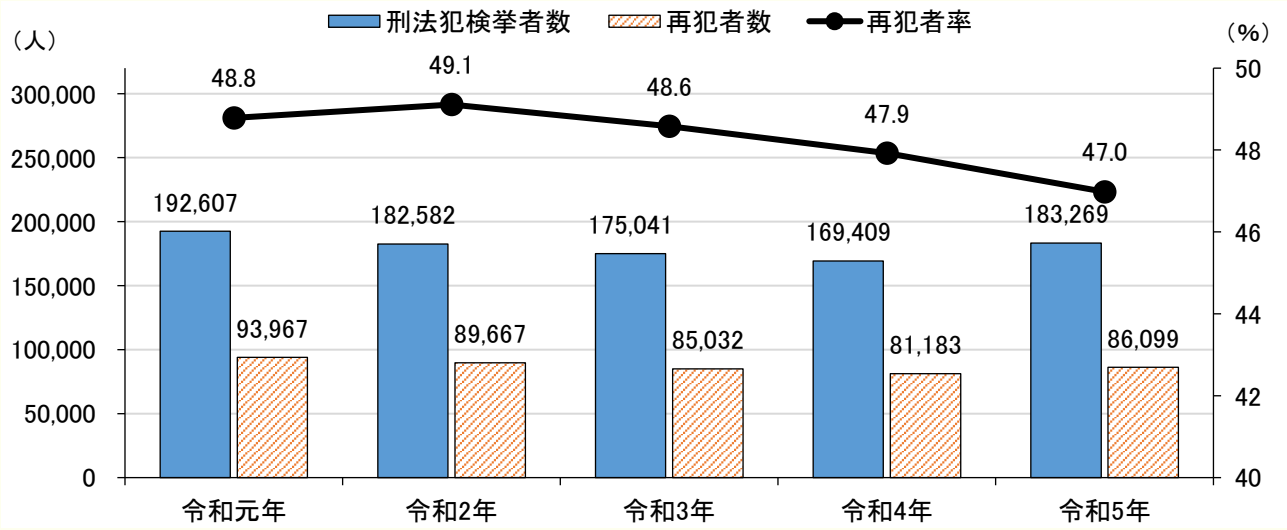

資料：法務省・再犯防止推進白書
※「再犯者」は、刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。
※「再犯者率」は、刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合をいう。

重点課題

1　就労・住居の確保
2　保健医療・福祉サービスの利用の促進
3　学校等と連携した修学支援の実施
4　犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
5　民間協力者の活動の促進
6　地域による包摂の推進
7　再犯防止に向けた基盤の整備

今後の取組み

①就労・住居の確保を通じた自立支援のための取組
◆生活困窮者自立相談支援事業を活用した相談支援 ◆公営住宅の入居条件や募集などの情報提供
②高齢者又は障がいのある方等への支援のための取組
◆犯罪をした高齢者又は障がいのある方等に対する保健医療・福祉サービスの速やかな提供に向けた関係機関との連携
③学校等と連携した修学支援の実施のための取組
◆スクールソーシャルワーカーや保護司会、更生保護女性会、民生委員等との連携強化による非行の防止及び非行からの立ち直りの取組の充実
④罪を犯した人等の特性に応じた効果的な指導の実施のための取組
◆県と連携して飲酒運転防止に関する啓発活動を推進、市民意識の定着 ◆薬物依存症に関する正しい知識の情報提供
⑤民間協力者の活動の促進のための取組
◆保護司会や更生保護女性会などの活動を支援、更生保護活動の広報及び周知 ◆更生保護事業及び社会を明るくする運動に貢献した保護司や団体等を表彰、市民への周知 ◆罪を犯した人等を雇用する民間の事業主（協力雇用主）増加に向けた啓発活動の充実
⑥地域による包摂を推進するための取組
◆「社会を明るくする運動強調月間」の周知、イベント実施 ◆罪や非行の防止と、刑期を終えた人たちの更生に対する地域の理解促進
⑦再犯防止に向けた基盤の整備のための取組
◆計画の進捗管理及び評価を行い、次期計画に反映

第３次 直方市地域福祉計画・第１次 直方市地域福祉活動計画
概要版　令和８年３月

直方市　市民部　保護・援護課
〒822-8501 直方市殿町７番１号
TEL 0949-25-2134

社会福祉法人 直方市社会福祉協議会
〒822-0026 直方市津田町７番 35 号
TEL 0949-23-2551